

請求書の電子化への取組みについて

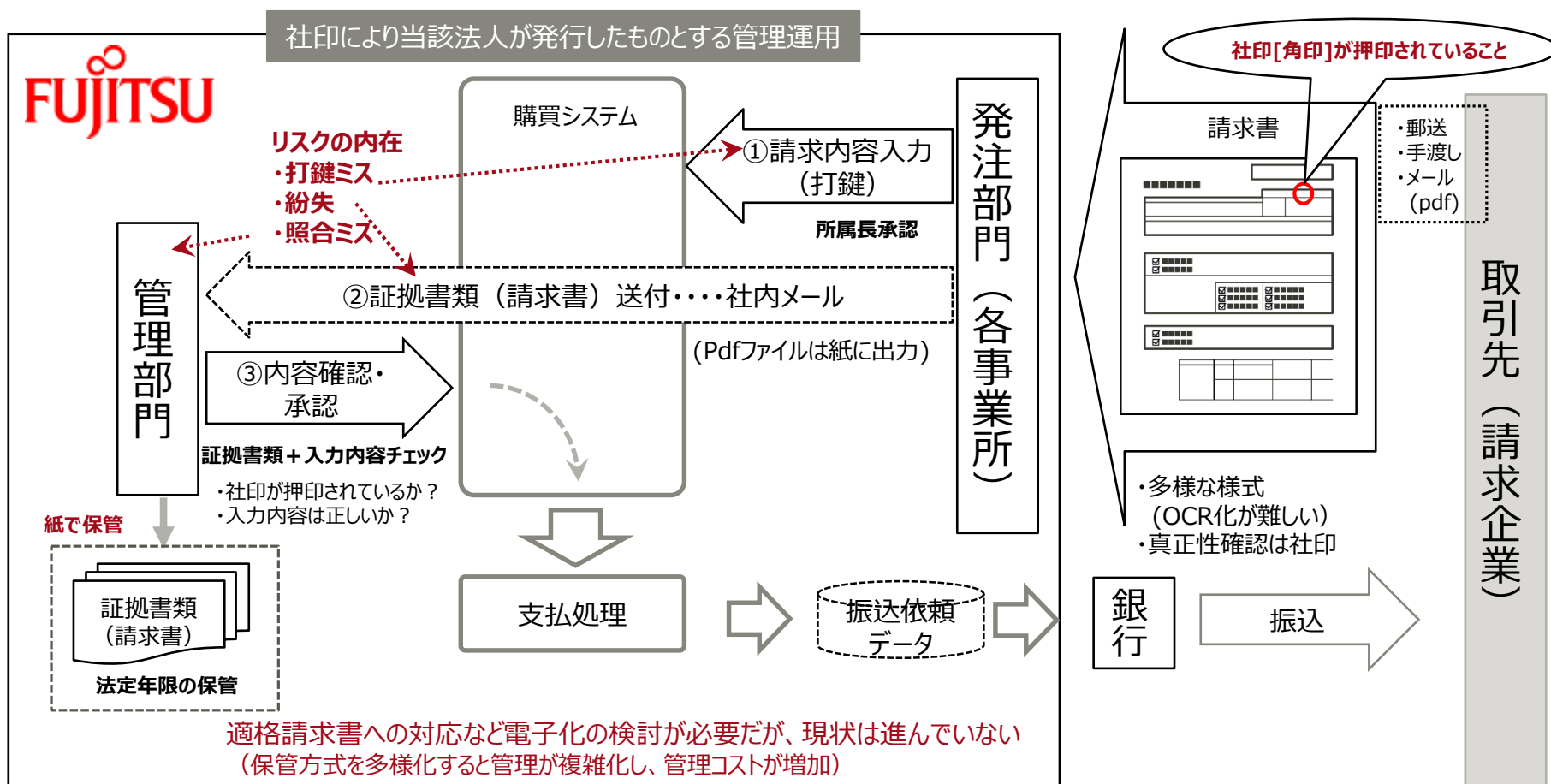
2019年 9月12日
富士通株式会社

- 弊社における支払業務・請求業務の現状と課題
- 支払業務・請求業務の電子化による効率化への期待
- 電子化にあたっての阻害要因
- eシール制度化への期待

弊社における支払業務の現状

■現状の支払業務フロー

- ・取引先（請求企業）からの請求書は紙またはPDFデータで発注部門が受領（社印[角印]の押印を求めている）
- ・発注部門は受領した請求書の内容を購買システムに手入力。原本は証拠書類として管理部門に送付
- ・管理部門は、照合処理（請求書の真正性確認、発注データ/請求データ入力内容/証拠書類（請求書原本）を照合）を職員が実施し支払処理を承認
- ・証拠書類としての請求書原本は紙で保管



■ 現状の支払業務フローにおける課題

- ①発注部門における請求内容のシステム手入力コスト、打鍵ミスリスク
→ 適格請求書への対応を想定すると打鍵ミスリスク増加が懸念される
- ②証拠書類（請求書原本）紛失のリスク（送付漏れ、搬送中の紛失）
- ③管理部門における照合要員の確保、人手による照合処理コスト、照合ミスリスク
- ④請求書（特に紙媒体）の保管コスト

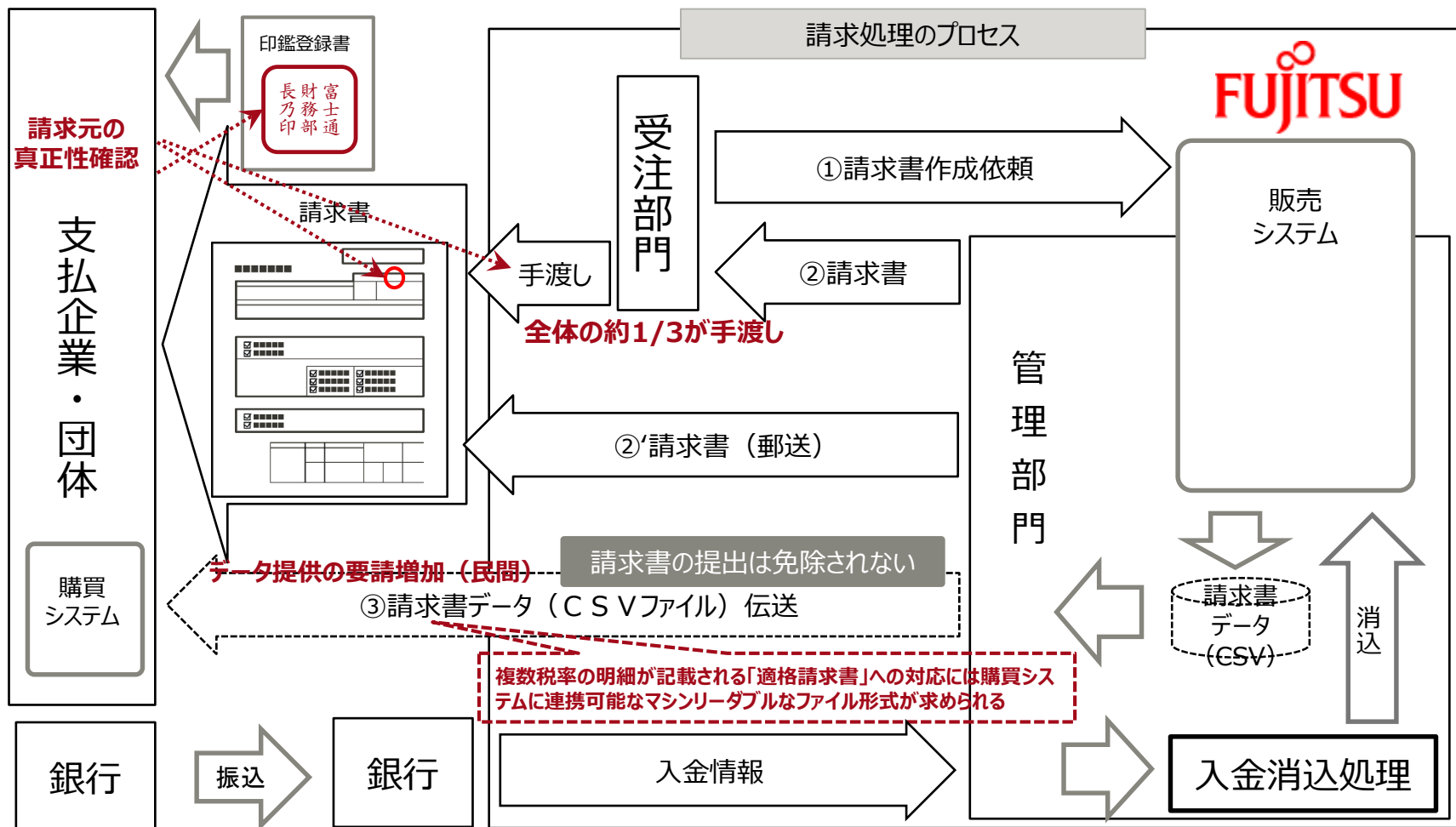
■ 受領する請求書の電子化（電子署名付きのcsvデータ、XMLデータ等を受領）により、以下の効果を実現したい

- ・請求書を購買システムを通じて電子的に受領（②の解消）
- ・受領データを購買システムに連携させ、発注データとの突合を自動化（①の解消）
- ・電子署名により請求書の発行元の真正性確認を自動化（③の解消）
- ・請求書を電子的に信頼性を保って保管（④の解消）

弊社の請求業務の現状

■現状の請求業務フロー

- ・弊社の取引先である省庁・地方公共団体へ請求書に押下する社印[角印]を事前登録（一部の民間企業も）
- ・取引先（支払企業・団体）への請求書は紙で提出（社印[角印]を押印）。全体の1 / 3が手渡し
同時に請求書データ（CSVファイル）の提供を要請される例が増加しているが、請求書原本の提出は免除されない
- ・入金消込処理（請求データと入金データの突合）を職員が処理



■ 現状の請求業務フローにおける課題

① 請求書に押下する社印の事前登録処理コスト

省庁・地方公共団体のほとんどが要求、請求書の発行元の真正性確認に使用と推察

② 請求書の手渡しによる要員コスト

請求書の発行元の真正性確認手段の一つと推察

③ 請求書の印刷・郵送にかかるコスト

④ 管理部門における入金消込の確保、人手による照合処理コスト

入金される金額は必ずしも請求書単位の金額ではないことから、発行済の請求書の消込処理（入金消込）に多くの工数を要する

[補足]

一般的に、企業が同一の企業に対して複数件の請求書支払をする場合、合計額をまとめて振込を行なう。

しかし、現在普及している全銀システムの振込機能では、個々の請求書内容を伝搬することが困難。

そのため入金内容の確認には、支払企業に電話やメールで個別に確認を実施し消込対象の請求書を特定。

■ 送付する請求書の電子化（電子署名付きのcsvデータ、XMLデータ等を送付）により、以下の効果を実現したい

- ・販売システムを通じて**電子署名付きの電子請求書を自動発行**（①②③の解消）

【支払企業・団体への期待】

■ 支払は複数の請求書の内容を E D I 情報としてまとめて伝搬可能な、

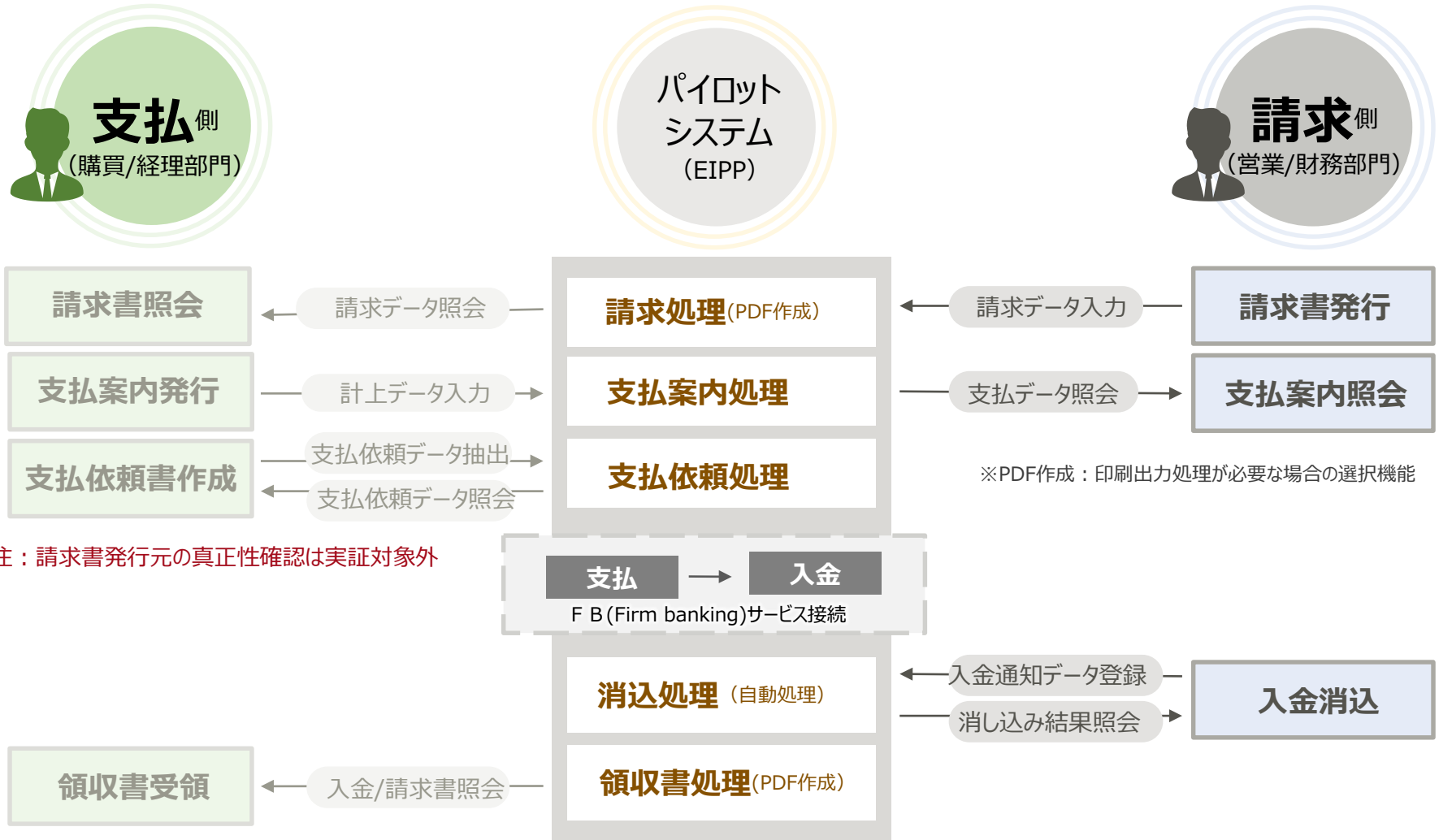
「全銀 E D I システム」を利用いただきたい

- ・請求企業における入金消込処理が効率化（④の解消）

支払請求事務の電子化実証実験

弊社取引先企業の協力を得て、請求書発行から入金消込までの電子化実証を実施

実施期間：2017年4月～2018年3月

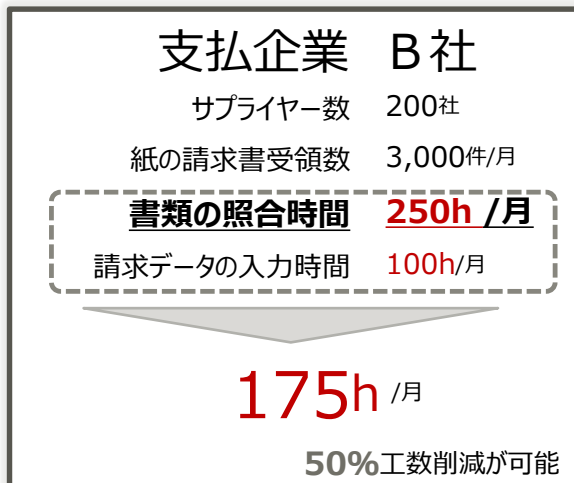
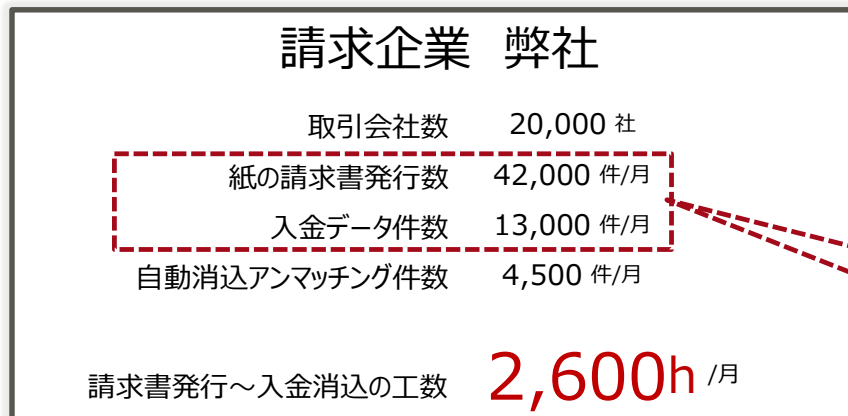


注：請求書発行元の真正性確認は実証対象外

EIPP : Electronic Invoice Presentation and Payment

実証実験の成果

支払企業：請求書受領後の書類照合/請求データ入力処理が効率化
請求企業：請求書の印刷/封入/発送処理、入金消込処理が効率化



上記に加え、今後、電子請求書の授受にeシールを活用すれば、請求書受領側の照合処理の更なる効率化が期待できる。

また、eシール付きの電子請求書を電子保管することで保管業務の効率化も期待できる。

- 支払請求業務の電子化には多大な効果が期待されるものの、現状では下記の阻害要因により、弊社だけでなく他社／他業界においても検討があまり進んでいない

支払業務

- ・社内の請求書確認部門が社印付き請求書フォーマット（紙・PDF）を選好

【要因】

- ✓ 現状の紙処理への慣れ（角印による請求書の真正性確認）
- ✓ eシールに関する法令が存在しないため、角印に代わり請求書の真正性を確認する手段としてeシールの認知度が不十分
- ✓ 電子保存にあたりeシールが電子帳簿保存法上の要件を満たすか確認が持てない
- ・電子化の途上で、紙とデータの請求書が混在することによる管理のためのコスト増加と複雑化への懸念

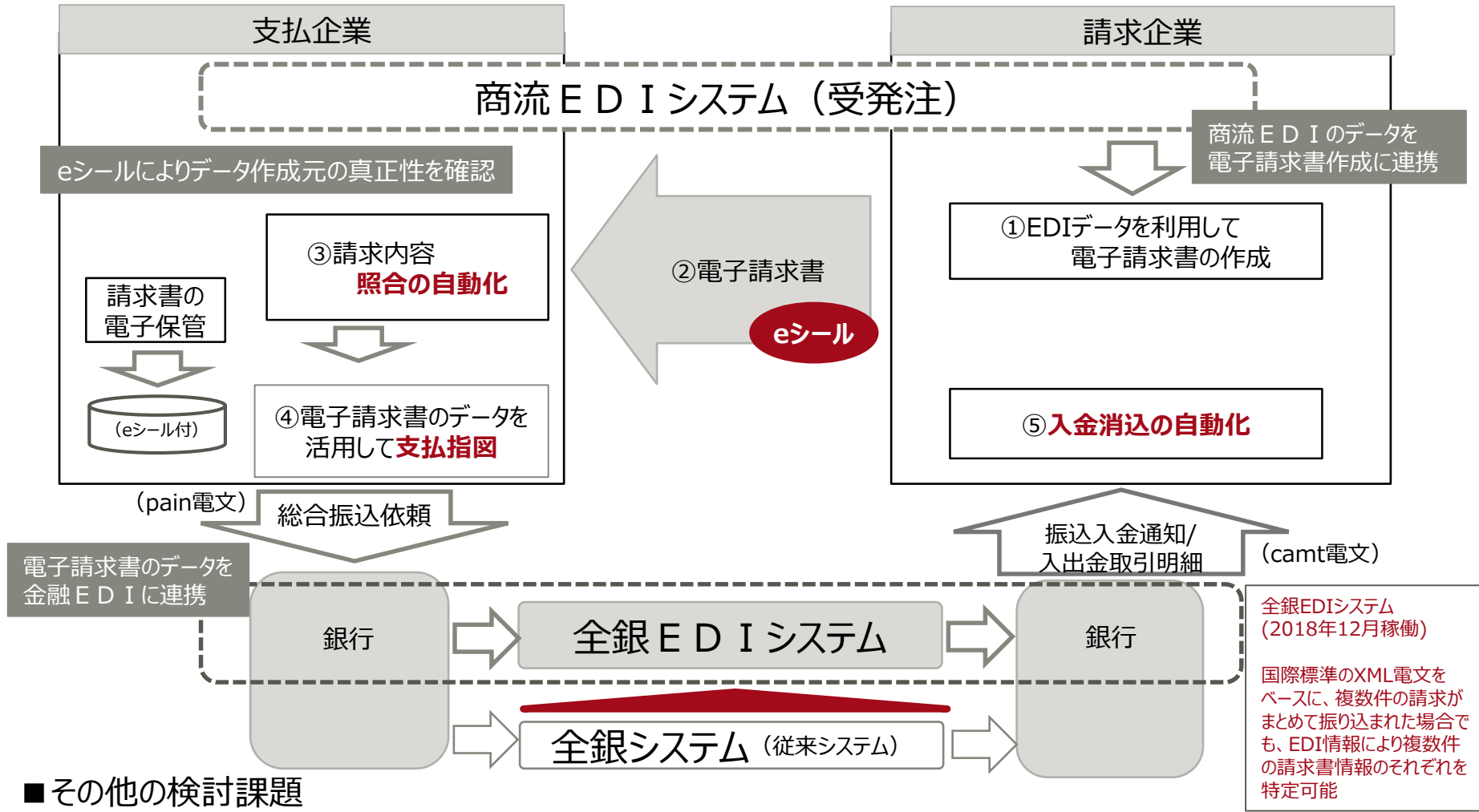
請求業務

- ・取引先が社印付き請求書フォーマット（紙・PDF）を選好（要因同上）
 - ✓ 現時点、特に地方公共団体は電子化には消極的。弊社の取引先である省庁・地方公共団体は、請求書に押下する印鑑を事前登録させることで請求書発行元の真正性確認を堅確に行う事務のためと推察
 - ✓ 7月中旬～8月中旬に請求先約7千先に対し弊社請求書の電子化に対応いただきたい旨のレター発信。問合せを含め前向きな反応があったのは約500先（7.1%）
- ・自然人の電子証明書では職員の異動・退職時の発行・失効管理のコストが多くなるため、請求書に自然人の電子署名を付けるインセンティブが低い

国において、eシールの提供基準、基準に適合する事業者の認定、基準に適合したeシールを利用した場合の法的効果（電子化にあたっての要件を定める法令への適合など）を制度化することにより、上記阻害要因の解消につなげていただきたい

請求支払業務でのeシールの活用イメージ

eシールにより照合事務を高度化し、全銀EDIシステムにより入金消込業務を効率化




■ その他の検討課題

- 電子請求書に必要なデータ項目の整理とデータフォーマットやシステム連携するためのコード系の標準化
 ※成長戦略実行計画に記載がある「金・商流連携等に向けたインフラの整備」で検討
- 電子請求書の送受信の時刻証明、確実な送達確認のためにタイムスタンプやeデリバリーの利用も必要

- 制度上の位置づけが存在しない場合、また民間の基準・認定制度しか存在しない場合は運用上の懸念があり普及しないため、今後普及が必要なトラストサービスについては公的制度の整備が必要
- 請求支払業務において、請求書発行元の真正性をデジタルで確認・保証できる仕組みとして e シールの法制度化を期待

特に、府省や地方公共団体などの公的機関においてはデジタルファースト、制度の普及の視点から強力に e シールの活用推進をお願いしたい

- 請求書以外でも長期間の保存・保管が必要な領収書などの国税関連帳簿、法人取引における各種書類においても e シールの活用が期待される。法令への適合性が明確化されるよう制度化に期待



FUJITSU

shaping tomorrow with you